

# 栃木県労働保険指導協会だより

令和3年新春号

時間外労働&休日労働には  
36協定の締結&届出が義務です

## 目次

- 2〜3P…36協定Q&A
- 4〜5P…36協定の基礎知識
- 6〜7P…36協定の記載例

(限度時間を超えない場合/限度時間を超える場合)

一方で、南海トラフ地震の起きる確率は今後30年間で70%といわれております。その際の経済的損失は約220兆円に上ると想定されています。

必要に応じて各種雇用関係助成金の申請手続きを進めた方がよいと思います。法定三帳簿である出勤簿、労働者名簿、賃金台帳に加えて、過去の売上わかる資料があれば、主だった雇用関係助成金の申請が可能です。



必要に応じて各種雇用関係助成金の申請手続きを進めた方がよいと思います。法定三帳簿である出勤簿、労働者名簿、賃金台帳に加えて、過去の売上わかる資料があれば、主だった雇用関係助成金の申請が可能です。

旧年中は新型コロナウイルス感染症の多大なる影響がありました。休業を余儀なくされた方々、売上が低下して事業の見直しを迫られた事業主様も多かったと思います。



令和三年元旦

職員・役員一同



本年も宜しくお願い致します。

人事、労務、経営に関する取り組みが大きく変化し始めている中、皆様の新たな生活様式、働き方の研究の一助となるよう、今年度も当会一丸となって、研究・情報発信に努めてまいります。



今年はリモートワーク等、IT技術をどう雇用環境に取り入れていくかを充分研究する年だと思われれます。

経営を分散する時代に入ったと思います。集中管理ができるというメリットがありますが、これからはIT技術を活用して事務や



新型コロナウイルス感染症拡大の対策と同時に、南海トラフ地震の対策を合わせて計画することが求められております。一つの場所での業務をすることが求められております。一つの場所での業務をすることが求められております。

〒320-0064 宇都宮市西の宮1-15-12

栃木県労働保険指導協会



028-612-2297



# 社会保険に加入しましょう



## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、ご加入済みです。ただし、経営者の方のご加入は、別途申し込みが必要です（任意）。セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っていれば加入義務があります。

64歳以上の方の雇用保険料の徴収をお忘れなく



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入（飲食業、理容業、等の一部の業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の加入対象が段階的に広がります



## 同一労働同一賃金

令和3年4月より（中小企業）

- ◆ 非正規雇用労働者（パート、有期雇用労働者、派遣労働者）を雇っている場合には、賃金をはじめとする待遇の見直しが必要になる場合があります。
- ◆ 正社員と非正規雇用労働者の待遇差について説明を求められた場合には、待遇差の内容及理由を説明しなければなりませんので、不合理な待遇の違いがある企業においては、改善に向けて取り組みを進めましょう。

詳しくは当会まで



028-612-2297



## 今月の深堀り知識

- ★変形労働時間制とは何ですか？
- ★変形労働時間制における時間外労働は何ですか？
- ★変形労働時間制における労働時間（時間外労働）の上限は何ですか？

内容詳細：厚生労働省のホームページをご覧ください。  
関連記事：4ページ表「時間外労働の上限」  
6～7ページ「36協定の記載例」

変形労働時間制とは：業務の繁閑に合わせて労働時間を設定できる制度です。平均した1週あたりの所定労働時間が、1週の法定労働時間内（40時間）であれば、法定労働時間を超えることがあっても時間外労働とはなりません。

変形労働時間制の種類は、1年、1カ月、1週間単位の3つです。サービス業や小売業、飲食業に多く見られるのは、1カ月単位の変形労働時間制です。

「1カ月単位の変形労働時間制」における時間外労働の考え方の3つが時間外労働となります。

- ① 1日について：「労使協定または就業規則その他これに準ずるものにより、8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間」を超えて労働した時間
- ② 1週間について：「労使協定または就業規則その他これに準ずるものにより、40時間（事業所によっては44時間）を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は40時間（事業所によっては44時間）」を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く）

③変形期間について：「変形期間における法定労働時間の総枠」を超えて労働した時間（①または②で時間外労働となる時間を除く）。

変形労働時間制における「時間外労働（労働時間）の上限」

- ★1年単位の変形労働時間制：10時間/日、52時間/週という労働時間の制限があります。時間外労働の上限は1月42時間、1年に320時間（記載例6ページ）。
- ★1週間単位の変形労働時間制：10時間/日の労働時間の制限があります。
- ★1カ月単位の変形労働時間制：時間外労働の上限は通常と同じですが、前述のとおり、時間外労働の定義が通常とは異なりますので、ご注意ください。